

特許法施行規則改正に伴う「生物関連発明」の審査基準の改訂について

1. 特許法施行規則改正について

微生物関連発明の特許出願にあたっては、明細書における記載要件の充足及び第三者による微生物材料へのアクセス確保のため、特許庁長官の指定する機関へ微生物を寄託することが法令上義務づけられている。

また、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」（以下「ブダペスト条約」という。）の締約国については、締約国内の一つの国際寄託当局に微生物を寄託することで、締約国内において特許手続上の微生物寄託がなされたとみなされる。

今般、ブダペスト条約の締約国でない国であっても、我が国国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して我が国と同一の条件による手続を認めることとしている国であって、特許庁長官が指定する国については、その国の寄託機関に微生物を寄託することで、特許手続上、我が国の微生物寄託機関に寄託したことと同等の効力を得られるようにするために、特許法施行規則第 27 条の 2 第 1 項の改正が行われた（[参考資料 4-3](#)を参照）。（平成 26 年 8 月 12 日公布、平成 27 年 1 月 1 日施行）

2. 審査基準改訂の方向性（案）【審議事項】

（1）引用条文の更新（審査基準第 VII 部第 2 章 5.1）

条文を引用している箇所について、改正後の条文に更新するとともに、改正により新たに規定された寄託機関である「条約の締約国に該当しない国（日本国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して日本国と同一の条件による手続を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。）が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた機関」を特許手続上の寄託機関として追加することとしてはどうか。

（2）適用時期

改訂審査基準は、平成 27 年 1 月 1 日以降にされた特許出願について適用されることとしてはどうか。